

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年 6 月22日	
【会社名】	株式会社M A R U W A	
【英訳名】	MARUWA CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神戸 誠	
【本店の所在の場所】	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地	
【電話番号】	0561（51）0841（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 及位 環	
【最寄りの連絡場所】	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地	
【電話番号】	0561（51）0841（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 及位 環	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	138,450,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	30,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

本募集は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の平成29年5月8日開催の取締役会および平成29年6月22日に開催の第44期定時株主総会において導入が決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）に基づいて、平成29年6月22日開催の取締役会決議により行われるものです。なお、当社は、本制度の実施による株式の希薄化を抑制するため、本制度については、新株式の発行ではなく、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行うこととしましたが（以下、「本自己株式処分」といいます。）、本有価証券届出書提出日（平成29年6月22日）現在の保有する自己株式数は19,702株となっており、処分株式数30,000株に10,298株不足することから、本制度の実施による株式の希薄化を抑制し、かつ、本自己株式処分に必要な自己株式を取得するため、当該不足株式数と同数程度の自己株式取得を行うことを取締役会において決議いたしました（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照下さい。）。このため、本募集は、当該自己株式取得が完了することを条件とします。

（1）本制度の概要

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額180百万円以内といたします（各対象取締役への支給回数は、上記の年額の範囲内において各人の取締役としての在任期間（再任後の在任期間を含む）を通じて1回のみとし、その具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします）。

本制度により、当社が対象取締役に対して新たに発行または処分する普通株式の総数は、年30,000株以内（ただし、本制度に関する議案の決議日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数をその比率に応じて合理的に調整できるものとします。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社の第45期事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として割当予定先である対象取締役に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、本自己株式処分により交付されるものです。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、対象取締役は、あらかじめ定められた期間、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除の条件などをその内容に含む契約が当社と当該普通株式の発行または処分を受ける予定の対象取締役との間において締結されること及び一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得することを条件といたします。従いまして、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

（2）本割当契約の概要等

譲渡制限期間

平成29年7月21日から平成32年7月20日までの3年間

譲渡制限解除事由

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと（正当な理由により取締役の地位から退任した場合または疾病等、当社がやむを得ないと認めた事由により辞任した場合においては、当該退任の時点まで当社の取締役の地位にあったこと）を条件として、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合には退任した時点、対象取締役が非居住者に該当することが合理的に見込まれる場合には、対象取締役が非居住者に該当することが合理的に見込まれる職務内容の変更等が当社により決定された時点。以下、同じ。）をもって、当該時点におい

て対象取締役が保有する割当てを受けた譲渡制限株式（において「本株式」といいます。）の全部についての譲渡制限を解除する。

無償取得事由

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本株式について、当社は当然に無償で取得する。

なお、対象取締役が、正当な理由により取締役の地位から退任した場合若しくは疾病等、当社がやむを得ないと認めた事由により辞任した場合、死亡により退任した場合、または非居住者に該当することが合理的に見込まれる場合には、本株式数から、本払込期日を含む月から対象取締役が当社の取締役の地位から退任した日（対象取締役が非居住者に該当することが合理的に見込まれる場合には、対象取締役が非居住者に該当することが合理的に見込まれる職務内容の変更等が当社により決定された日）を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てたものとする。）を引いた数の本株式を、当社は当然に無償で取得する。

- 2．本有価証券届出書の対象とした募集は、本自己株式処分により行われるものであり、企業内容等の開示に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3．振替機関の名称および住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	30,000株	138,450,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	30,000株	138,450,000	-

（注）1．「第1 募集要項 1 新規発行株式 （注）1．募集の目的及び理由」に記載の譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に割り当てる方法によります。

- 2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本項目で定める募集（以下、「本募集」といいます。）は自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3．現物出資の目的である財産は、対象取締役に對する譲渡制限付株式の交付のために支給する金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

債権者	割当株式数	払込金額（円）	内容
取締役5名 （社外取締役を除きます。）	30,000株	138,450,000	金銭報酬債権（平成29年度分）

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
4,615	-	100株	平成29年7月21日	-	平成29年7月21日

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役割り当て方法によります。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本募集は、本自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当ては行われないこととなります。
4. 本募集の手続きは、対象取締役に対する譲渡制限付株式の交付のために支給する金銭報酬債権の全部を現物出資する方法で行われることから、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社M A R U W A 管理本部	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

- (注) 譲渡制限付株式の交付のために支給する金銭報酬債権の全部を現物出資する方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	140,000	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用等の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、対象取締役に対する譲渡制限付株式の交付のために支給する金銭報酬債権の全部を現物出資する方法で行われることから、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成29年6月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に必要な自己株式の取得と当該処分に伴う株式価値の希薄化を回避するとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式の取得を決議いたしました。

- | | |
|--------------|--|
| 1．取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| 2．取得しうる株式の総数 | 15,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.12％） |
| 3．株式の取得価額の総額 | 70百万円（上限） |
| 4．取得期間 | 平成29年6月23日～平成29年6月30日 |

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第43期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日） 平成28年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日） 平成28年11月10日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日） 平成29年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年6月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年6月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月31日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年 6 月22日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項也没有ありません。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社M A R U W A 本店
（住所）愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地
株式会社東京証券取引所
（住所）東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社名古屋証券取引所
（住所）名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。